

第5回勝山市上下水道料金制度審議会会議録

開催日時 平成30年3月20日（火）午後2時00分～午後4時00分
開催場所 勝山市民会館 3階 第1会議室
出席者（委員） 9名
出席者（事務局） 4名
欠席者（委員） 3名
欠席者（事務局） 1名

会議経過

- （1）前回（第4回）の会議録の確認
修正なし
- （2）前回の課題
平成28年度水系別有収水量について
- （3）議事
 - ①給水制限の対応について
 - ②水道会計の財政見通しについて
 - ③勝山市上下水道料金制度について（答申）

開会 （進行 事務局）

○会長挨拶

会 長： 今日が第5回目の審議会ということで、本日で答申をすることとします。当初は平成30年2月20日に行う予定でしたが中止となりました。37年ぶりの豪雪があったということで、やはり今後のこういった異常気象がいつ起こっておかしくない。今回行った給水制限を行った中で、生活に影響があったということで、これを検証し、対応していく必要があると考えている。また、今回の給水制限などで計画の変更等、第4回の審議会から変わったところがあると思いますので、これについては事務局の方から説明がありますので、みなさんの意見をお伺いできればと思っています。今回で最後の審議会となりますのでよろしくお願いいたします。

審議に入らせていただく前に、審議会の定足数の確認について事務局からお願いいたします。

○定足数確認

委員3名が欠席です。12名の委員のうち9名出席により定足数は満たされていることを報告。

○議事進行 会長に交代

会 長： それでは次第に従い進めさせていただきます。前回の審議会会議録の確認をしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局： 前回会議録の説明。

会 長：前回の会議録について修正等がありますか。
(意見なし)

会 長：審議の前に、前回の審議会の課題について事務局の説明をお願いします。

事務局：前回の課題（平成28年度水系別有収水量）について説明

会 長：前回の課題について質問はありますか。
(意見なし)

会 長：本日の審議事項ですけれども、まず①給水制限の対応について、事務局より説明をお願いします。

事務局：①給水制限の対応について説明。

会 長：①給水制限の対応について説明がありましたが、質問はありませんでしょうか。

委 員：勝山市としてU・Iターン等を推し進めている中で、社会的インフラが充実していない所には人がやってこないのではないか。その点をしっかりと考えていかないといけない。福井勝山総合病院に水が不足しているのを、給水車で対応したと聞いているが、これでは緊急対応などに支障があり、市民は安心できないのでは。勝山市がしっかりと対応していくことを市民に周知する必要があるのではないか。資料では広報車・防災無線で節水・給水制限を周知したとあるが、その事実が伝わっているだけで、なぜ節水・給水制限をしなければならないのかが伝わってこない。自身は制限の対象区域に住んでいないので影響はなかったが、影響のあった方からは「お風呂にも入れなかった」ということであった。また、水道事業は市民が自由に供給先を選択できるものではなく、また、受益者負担の原則が働いている。その受益が担保されていないなかで料金が発生してしまう。先月の大雪は県内全域のものであったが、給水制限があったのは勝山市だけだったと認識している。水道は市民が生活する上での最も大事な社会インフラなので、市としてしっかりと取り組んでほしい。

委 員：消防署のエリアが給水制限となった。給水制限しているときに火災になったらどうなるのですか。

事務局：給水制限の箇所で火災があつときは、放水できないときがあるが、その他の地域では水量が全くないわけではないので、消火栓から放水できます。

委 員：今回は料金についてはあまり触れられていないのでいいが、この給水制限の元で料金を上げるのは理解が得られない。今回の給水制限は全国に知れ渡ってしまい、県外の友人からも問い合わせがあった。今後除雪・屋根雪下ろしができない市民が増えることを考えると、屋根上に水を引っ張ろうと考える方も増えてくるのではないかと考える。これらを想定して、川から取水してろ過するなどの新たな水源を確保するなど対策を考えていかなければならないと思う。

委員：片瀬配水池、平泉寺配水池、これらに近接する片瀬、旭町等の区域が給水制限のたびに影響が出てしまう。これらの対応をしっかりとやらなければならないと思うし今後制限が出ないような対策に重点を置いてほしい。

委員：配水池に近いところが、給水制限になってしまうのはおかしいのでは。

事務局：配水池に近いところほど、標高が高いので給水制限の影響が大きくなってしまいます。

委員：広報などでいろいろ周知したと思うが、市街地では車庫や家屋の前にホースを付けて水を融雪に使用しているところがあった。どうしても一人が使用しても影響がないだろうと考える人が多いのでは。

事務局：今回も井戸水を含めて水を融雪に使用しないように広報をしたが、今回のような豪雪になってしまうと、使用してしまうようです。また、今回の給水制限で市民の皆様からのお叱りの声が多数寄せられたので、今後このようなことがないようにしっかりと取り組んでいきたいと考えております。先ほど委員の方から防災無線についてご意見がありましたが、防災無線はその性質上、事実のみ（市民に協力をお願いすること）をわかりやすく速やかに伝えることが最優先されるため、なぜ給水制限を行う必要があるのかは伝えることができなかったということです。

委員：防災無線は外に出て耳を澄ませないと聞こえない状況であった。

委員：秋季の洗管作業のように広報車で周知した方が良かったのではないかと思います。

事務局：防災無線に加えて、職員による広報車による巡回も行いました。

会長：ニュース・新聞等でかなり周知されていたと思っていましたが・・・。

事務局：制限を行った初期は、報道機関が情報を仕入れるため張り付いている状況でした。

会長：これまでの審議会では料金や経営のことに終始されていて、今回のような給水制限のことについては全く議論されていなかった。危機管理の点でどうしたらよいか今後審議する必要がある。平成28・29年度以前にこのような給水制限をおこなったことはありましたか。

事務局：平成18年豪雪のときに行ったことがありました。

会長：今回はこれだけの影響があったので、給水制限を解消するための対応は必ずすると考えればいいのですか。

事務局：現在3月議会中です。議会の方にも解消する為の取り組みを行うと説明しています。河川から取水できればいいのですが、これまでの国土交通省等の情報からですと、河川からの取水の許可は難しい状況です。

委員：私の家庭は井戸と水道を両方利用しているのですが、なぜ井戸も使用の制限（融雪にしないように）がかかるのかと疑問に思っていたが、市の水源が井戸水を主力としていることがわかりました。やはり生活をしていく上で、水はいろいろな用途で使いますし、そのために水源を太くするということを考えると、最終的に料金の値上げになっても仕方ないのではと感じました。病院の他はどのような対応をされたのですか。

事務局：片瀬区に介護保険施設がありますが、節水にご協力して頂いた上に、施設内に受水槽タンクがあったので給水制限が解除されている時間帯に貯水することができたと伺っています。

委員：鴻谷水源池からの水を融通することはできませんか。

事務局：鴻谷水源池は若干余裕があるので、雁ヶ原配水池へ最大限送るようにしたい。雁ヶ

原から片瀬配水池に繋がっています。また、片瀬配水池と平泉寺配水池がつながっていますので、配水池間で調整したいと考えています

会 長：今後の対応は市の方でしっかり対処して頂けると説明がありましたので、次の②水道会計の財政見通しについて説明をお願いいたします。

事務局：②水道会計の財政見通しについて説明。

会 長：ただ今の財政見通しについて、意見はございませんか。前回のものだと当年度純利益は平成36年からなくなっていくというものでしたか。

事務局：前回の資料では全年度に亘ってプラスです。

会 長：平成34年度から当年度純利益がマイナスとなる理由は何ですか。

事務局：主な理由といたしましては、以降に借り入れる起債の利子が平成32度以降に急激に大きくなるためです。

会 長：建設改良費が14億7千万は各年度に均等に建設改良するということですか。

事務局：こちらの方は事業計画の見込により、費用を積み上げております。当初の31年度については、事業計画に当る費用、32年度については、実際の工事費用という内訳になっています。

会 長：他にご意見はありませんか。では、最後の③勝山市上下水道料金制度について（答申）（案）について、お願いいたします。

事務局：③勝山市上下水道料金制度について（答申）（案）を説明

会 長：前回までの議論を踏まえて答申案を事務局に作成してもらったが、当面、料金は据え置くというものですが、何か意見はございますか。

委 員：1ページも2ページも「給水制限」という言葉が出てくるが、このままの文面だと、勝山市全体が給水制限を行ったという意味になってしまう。一部地域でという表現にしたらどうか。

会 長：この審議会が終わった後も、市役所内部で料金検証を行うとしており、その内容については、私のところに検証後の資料が送られてきていた。できれば現委員の皆さんにも資料を送付してほしい。

事務局：そのように致します。次回の中間年における内部検証については、会長をはじめ委員の方に資料を送付いたします。

会 長：内部検証はいつ位に行いますか。

事務局：平成31年か平成32年位になると思います。

委 員：「安定的な水の供給」という表記の前に「危機管理を徹底して水道の安定供給仕組みを再構築する」という表記にできないか。危機管理が徹底してないのに今後料金を上げることは、市民の理解を得られるものではないと思いますので、この表記を追加してほしい。

委 員：今までの説明を聞いて、料金が上がるものと思っていましたので、料金据置と聞いて意外でした。今までよりももっと安心して水道が利用できるようにするために、

費用がかかっても仕方ないのでは。もっと安心して水道が利用できることを優先してほしい。

会長：先ほどの危機管理を徹底してのというところで、長期的視点で管が老朽化しないかどうかということも含まれる。平準化して管を敷いているといいのだが、ある年度にまとまって敷いていると、ある時に一気に更新しなければならなくなる。長期的な視点も含めて徹底の表記をお願いしたい。

委員：年金収入が主の高齢者を中心に使用料が納められない方が出てくるのではないかと
思うが、所得を勘案した料金体系を採用してはどうか。

会長：料金で勘案すると経営の安定に影響が出てしまうので、生活保護や高齢者福祉による対策が必要だと思います。

委員：高齢者の生活についての相談をよく受けています。減免制度などがあるとありがたいのですが、料金で勘案することは制度として成り立たないので、高齢者の対策ということで情報をいただければ、連携の上相談させていただきたい。また、水道の大切さや経営状況の市民への周知という文言も入れたほうがよいのでは。

会長：２ページ目（２）の「収支状況」を「収益的収支」にしたほうがよいのでは。

事務局：そのようにいたします。

会長：他にご意見はありませんか。

委員：下水道・農集排についてですが、公共下水道の統合が行われた場合の処理能力は十分にありますか。

事務局：処理能力は十分にあります。

委員：積雪時には用水路の水があふれますが、そのような水を再利用することは可能ですか。

委員：委員発言のとおり、飲む水は不足しているが、河川等に流れているものはたくさんある。これを衛生的な問題をクリアするのは大変だとは思いますが。

事務局：河川等からの取水はむずかしいものと考えています。

委員：北郷町や荒土町の水源はどこですか。

事務局：北郷町は畑ヶ塚、荒土町は新道にあります。

委員：平泉寺の水源はどこですか。前の簡易水道のものを使っているのですか。

事務局：前の簡易水道（滝之堂）は、こちらとしても非常に貴重な水源ですが、水道として使うためには、新たな装置を装備する必要があり、利用できていない状況です。

会長：他にご意見はございませんか。では内容としては、委員の皆様からの意見を取り入れた上で、概ねこの答申案のとおり答申したいと思います。ありがとうございました。

会長：特になければ事務局から答申について説明をお願いします。

（事務局説明）答申の日程等について、会長と副会長で

３月２７日（火）午前１１時から 場所は市役所２階公室にて行う。

会長：最後の審議会ですので、他になにか意見はございませんか。

委 員：水道の品質の点はどうですか。

事務局：毎月水質検査を行いその結果を市のホームページにて公表しています。品質上特に問題はありません。

委 員：福井市等の水道と比較したことはありますか。

事務局：比較をしたことはありません。

会 長：事務局からなにか連絡はございませんか。

事務局：第4回の会議録の市ホームページ上で公表します。また、第5回の会議録は、答申後委員の皆様に郵送いたします。

浅沼会長：これにて第5回の上下水道料金制度審議会を閉会いたします。

閉 会